

会議結果報告書  
(会議内容全文)

会議の名称	平成30年度第2回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成30年9月28日（金）13:30～15:30 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6名/7名中	品川ひろみ、内山真理子、香川美由紀、菊地秀一、前田元照、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	なし

※以下内容については、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しや誤りがあったものなどを整理した上で作成しています。

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p><b>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</b></p> <p>本日の会議では、利用定員の設定、保育所の認定こども園移行に係る整備計画の承認と認可(認定)、認可外保育施設の保育所等移行に係る整備計画の承認と認可(認定)、保育所・小規模保育事業所の整備計画の承認と認可に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可については、「認可・確認部会の運営について」の1に基づき非公開で審議することとし、2に基づき該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>この後に整備計画についてご審議いただき、認定こども園や保育所など新たに認可又は認定をする施設23件、このほか、新制度に移行する幼稚園10件の利用定員の設定となっている。</p> <p>1ページ目の資料1-1が新たに認可又は認定をする施設の利用定員の案、2ページ目が新制度に移行する幼稚園の利用定員の案となっている。</p> <p>種別毎に見ると、上から幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園、保育所、小規模保育事業A型となっている。なお、一覧枠下の注意書きにもあるとおり、認定こども園の「認定こども園手稲札幌アカデミー」のみ地方裁量型となっており、これは既存認可外保育施設からの移行である。なお、「認定こども園手稲札幌アカデミー」以外の認定こども園については全て既存保育所からの移行となっている。</p> <p>今回設定となる利用定員は、2ページ目の下段に掲載しているとおり、2・3号で合計1,678人分、1号で1,743人分の利用定員を設定する案となっている。</p> <p>また、その下の供給量増減数について、今回、認定こども園に移行する保育所の2・3号定員と新制度に移行していない幼稚園については、既に需給計画における供給量</p>

に含まれていることから、これらの施設に現在含まれている供給量を差し引いた数が、今回の整備による純粋な供給量の増減数となり、案どおりの利用定員を設定した場合、2・3号で合計328人分、1号で合計70人分の供給量が増加する、ということになる。

**○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明**

次に3ページ目の資料1-2の需給計画の進捗状況について、資料1-1で新たに設定する利用定員の案と、3月及び7月に開催した部会にて整備決定された分の利用定員を設定した結果、本市の教育・保育の需給状況がどのようになるのかを示している。

表の見方について、左から、見直し後の事業計画において、平成30年度当初に見込んだ認可保育所等の定員を供給量（A）として、表の真ん中①から⑧に、事業計画に定める整備手法ごとに、平成30年度中にご承認いただき決定する確保量の合計（B）の結果、平成31年度当初に見込まれる供給を供給量（C）として示している。

なお、見直し後の事業計画に、新たに供給確保策として盛り込んでいる「企業主導型保育事業」「幼稚園一時預かり事業」について、平成30年度当初の整備量の実績について調整中であるため、実績値が確定次第、（A）欄の部分は修正することとなる。また、今後新たに開園するものが確定次第「⑤企業主導型保育事業・幼稚園一時預かり」の項目（斜線部分）に計上していくこととなる。

また、右から3列目の需給状況（E）欄が整備後の需給状況を示しているが、これは計画見直し後の目標達成年度である平成32年4月に見込まれるニーズ量（D）に対しての進捗状況を示すものとなっている。

最後に、1番右の列である（G）欄が、更に区間調整を行った後の需給状況となっている。

1～2歳は中央区、南区を除く8区、2号保育は中央区、北区、清田区、手稲区、2号教育は中央区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区において不足が発生しており、本日まで審議いただく案件を全て承認したとしても、今後も引き続き供給確保に向け整備を進めていく必要がある状況。

**【主な委員意見・質問】**

○が委員の発言

→が事務局回答

○企業主導型保育事業は今後新たに開園するものが、確定したら計上していくということであるが、見込みとしてはどれくらい増えるのか。

→6～7月にかけて、児童育成協会にて新設の企業主導型保育事業の募集を行っており、今回の募集から、申請する事前に自治体へ基準等について確認や相談を行うこととなっている。市に寄せられた相談は合計で68件あり、定員数も従業員枠を含めるとおよそ2千人分の定員規模であった。今回の申請については全国的にも募集定員数を超える応募があったようなので、増加数はこの中の件数から絞られることとなると思われ、現在、児童育成協会にて審査を行っているところ。

<p>2. 認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>○需給計画では2号保育と2号教育という分け方をしているが、実際に保護者は子どもを預ける際、教育や保育を意識して選んでいるのだろうか。</p> <p>○（上記意見を受け、別委員が発言）子どもを預けるひとりの親の考えとしては自分の勤務時間によって保育所にするか幼稚園にするかということになるので、保育と教育を意識して選んではない。最近では保育所でも教育をしっかりしているところもあるので。</p> <p>上記の質疑の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料2「認定こども園（保育所からの移行）の整備計画」を用いて説明</p> <p>資料2-1の1ページ目の審査案件一覧について、幼保連携型認定こども園へ移行する保育所の一覧で、移行する保育所は7園となっている。</p> <p>設定する利用定員については、現在の保育所の利用定員をそのままに、1号定員をプラスする、という形で設定している。</p> <p>従って、1号定員の設定分が、そのまま園全体の定員増となっている。なお、本市の1号供給量は既に需要を満たしている状況だが、認定こども園は、保護者の就労形態が変わった場合にも継続して利用できるなど、保育所利用する方にもメリットがある。</p> <p>国は既存施設の認定こども園化を進めていく方針となっており、本市においても、同様にこれを推進しているところ。</p> <p>一覧右側の備考欄には、各計画の概要を示しているが、どの計画も、新たな施設の改築整備等を伴わず、既存の保育所の施設をそのまま活用して認定こども園へ移行する、という内容になっている。</p> <p>なお、新制度が開始された平成27年4月以前に認可を受けていた保育所については、園庭などについて幼保連携型認定こども園の本則上の基準を満たしていない場合であっても、現在の保育所の基準を満たしていることをもって認可することが可能という特例、いわゆる移行特例が適用できることとなっており、認定こども園新川西さくらこ他3園について、園庭面積等について移行特例を適用することとしている。</p> <p>2ページ目は保育所型認定こども園へ移行する保育所の一覧で、移行する保育所は6園となっている。幼保連携型以外の認定こども園については、平成30年4月より本市に認定権限が北海道より移譲され、平成29年9月に開催された札幌市子ども・子育て会議の本会議において、これらの認定に関して子ども・子育て会議で審議すること、審議は認可・確認部会において行うことが決議されたことから、この認可・確認部会でご審議いただくもの。</p> <p>なお、保育所型認定こども園は平成30年4月以前に認可を受けていた保育所においては移行特例が適用できることから、認定こども園しずく保育園他2園が園庭面積について移行特例を適用することとしている。</p>
--	--

資料 2-2 の審査結果一覧について、表の左側、項目で示しているのが認可（認定）基準となる項目である。資料では、各施設その内容がどうなっているのか、その内容が基準を満たしているのか、ということを示している。

資料中、隅付きカッコがいくつかあるが、これは、基準上必要な数字を示している。例えば、No. 1 の案件である、認定こども園大谷オアシス保育園の項目 3 の a 「園舎」について、隅付きカッコ内の数字が、認可基準としての園舎の必要面積、これが 505.8 m<sup>2</sup>であり、その左に記載しているのが、施設の実際の園舎面積、これが 661.88 m<sup>2</sup>となっており、基準面積以上の園舎面積を確保できていることから、この項目について「○」、すなわち「認可基準を満たしている」と判断している、ということになる。

札幌市の審査では、幼保連携型・保育所型認定こども園ともに、これらの各項目について全て「○」と判断をし、総合評価として「適」と判断している。

### 【主な委員意見・質問】

○審査結果の園舎の項目の中には耐火構造という記載があるが、この他に保育所独自の耐震基準はあるのか。

→保育所独自の耐震基準というのはなく、建築基準法上の耐震基準を満たしていることが認可の条件となっている。

○2 番の施設の園舎面積基準が他施設に比べてかなり小さいように思われるが。

→2 番の施設は園舎面積についても移行特例を適用している。本則上の基準の場合、園舎すなわち保育室以外の部分の面積も含めたものとなっているが、移行特例を適用した場合はあくまで保育に必要な部分の面積基準を満たしていれば大丈夫ということになるので、園舎面積について移行特例を適用した場合、本則基準よりも少ない面積でも可となる。

○保育園から保育所型認定こども園に移行する場合と幼保連携型認定こども園に移行する場合、何が大きく違うのか。

→幼保連携型認定こども園は手続き上、保育所を廃止して、新たに幼保連携型認定こども園として認可を受けなおすことになるが、保育所型認定こども園は保育所の廃止はせず、保育所に幼稚園機能部分を加えた保育所型認定こども園としての認定を受けるというもの。あとは保育教諭の確保状況を踏まえて等、法人の意向によりどちらに移行するかを決めてもらうこととなる。

○保育所型認定こども園には幼稚園機能はないということか。

→保育所型認定こども園にも幼稚園機能はあるが、幼稚園部分は認可を受けるものではない。一方幼保連携型認定こども園は保育所、幼稚園両方の機能を兼ね備えた一つの施設として認可をするもの。

上記の質疑の後、認可・認定申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

<p>3. 保育所等（認可外保育施設からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料3「保育所等（認可外保育施設からの移行）の整備計画」を用いて説明</p> <p>資料3-1の1ページ目の審査案件一覧について、平成31年度に移行を目指す認可外保育施設は4園で、すべて株式会社によるものとなっている。</p> <p>上から、保育所への移行である「NOVAインターナショナルスクール」、小規模保育事業A型への移行である、「第2ひまわり保育園」、「あんあん保育園環状通東ルーム」、地方裁量型認定こども園への移行である、「認定子ども園手稲札幌アカデミー」となっている。</p> <p>「認定子ども園手稲札幌アカデミー」は地方裁量型認定こども園ということだが、保育所から認定こども園への移行案件でも説明したとおり、幼保連携型認定こども園以外の認定権限も平成30年度より、北海道から札幌市に移譲されたことから、この度認定について審議を行うもの。これらの整備による定員増は218人を見込んでいる。</p> <p>なお、資料には記載していないが、当初5件のエントリーがあったところ、このうち1件は、当該建物の耐震性能の証明に関する書類等に間に合わず、今回は辞退となり、本日審議いただくのは4件となる。</p> <p>資料3-2の審査結果一覧について、資料の構成や見方は、先ほどの認定こども園の審査結果一覧とほぼ同様であるが、各施設類型により、審査基準が異なっているため、審査項目もそれぞれ異なっている。</p> <p>施設毎に特徴的な部分に絞って説明する。1番の「NOVAインターナショナルスクール」について、株式会社NOVAが運営する施設で、移行後は定員60人の保育所とする計画。設置階は1階でテナントの一部を賃借している。</p> <p>「屋外遊戯場」は敷地内に確保することが困難であるため、近隣の新渡戸稲造記念公園を代替園庭としている。また、「その他必置設備」である、調理室について、現在調理室を設置していないことから、調理室を新たに整備し、自園調理を実施する計画となっている。</p> <p>2番の「第2ひまわり保育園」について、ANYDS株式会社が賃貸物件により運営する施設で、定員19名の小規模保育事業A型へ移行する計画。なお、移行に際して、改修工事等は実施しない計画となっている。</p> <p>「屋外遊戯場」について、敷地内に確保することが困難であるため、近隣の大通公園を代替園庭とする計画。次に、「設置階、避難設備等」に記載のとおり、保育室等が2階にあることから、建物は耐火建築物で、避難経路として待避上有効なバルコニーが設置されている。</p> <p>また、「卒園後の受け皿」について、現時点では確保できていない。この基準については、平成27年の新制度開始から5年間、連携施設を確保しない場合でも認可できる、という経過措置の適用が可能であるため、これにより「第2ひまわり保育園」も認可基準に適合可能である、という判断をしている。</p> <p>3番の「あんあん保育園環状通東ルーム」について、株式会社iNeJapanが運営する施設で、移行後は定員19名の小規模保育事業A型とする計画。設置階は1階でテナントの一部を賃借している。</p>
--	--

こちらも屋外遊戯場は近隣のあざみ公園を代替園庭としている。「その他必置設備」である調理室は認可移行に伴い、拡張整備し、自園調理を実施する計画となっている。

また、連携施設である、卒園後の受け皿について必要確保枠9名のうち2名を確保しているが、残り7名分について現在、連携の合意に向けて交渉を行っているところ。なお、認可時点までに確保できない場合は経過措置を適用することとなる。

また、備考欄に掲載しているとおり、系列園として小規模保育事業A型を1件、認可外保育施設3件を運営している。

なお、この法人については、今年7月の認可・確認部会での審議を踏まえ、「あんあん保育園福住ルーム」の整備計画を承認している。

そのため、現在整備中の「福住園」に加え、今回の「環状通東園」が移行可能かという観点で審査を行っており、資金面や運営面など、特段問題がないことを確認している。

4番の「認定子ども園手稲札幌アカデミー」について、比較的規模が大きな認可外保育施設の地方裁量型認定こども園への移行計画である。

設置者は株式会社ヒューマンウェイとあるが、当該法人は、学校法人札幌大蔵学園の関連法人であり、札幌大蔵学園は、幼稚園のほか、認可保育所も設置していることから、当該法人に関しても、教育のみではなく、保育に関するノウハウを有している法人であると捉えている。特徴的な点としては、0・1歳児の受入れをしないという設置者の方針があることから、どちらかという、教育施設に保育機能が付いたようなイメージとなるが、2歳以上の保育定員が75名分確保できることから、供給量の確保策として有効なものと考えている。

札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」と判断をし、総合評価として「適」と判断している。

#### 【主な委員意見・質問】

○審査項目の中で、保育所では従事者（保育士・調理員）の項目が無く、小規模保育事業A型には記載があるのだが、保育所の項目には従事者の記載が無くて良いのか。

→参考資料にも記載があるとおり、保育所と地域型保育事業の審査項目が異なっているが、保育所についても認可時点で従事者の数が基準以上であるかどうかについては当然確認するため、問題は無い。

○株式会社は幼保連携型認定こども園には移行できないという認識で間違いないか。

→制度上、幼保連携型認定こども園へは移行は不可。株式会社の場合、移行できるのは保育所型認定こども園か地方裁量型認定こども園のどちらかとなる。

○4番の1号定員について45名ということであるが、移行の場合1号の人数制限はないのか。

→認可外からの移行ということもあり、現在在籍している子どもの実績に応じた定員設定を行っている。

○2番について代替園庭を大通公園としており、他の保育所等の園児も使うことがあるかと思うが、都市公園を他園の子どもと一緒に使うことについて基準のようなものはあるのか。

→使用についての基準は特に無いが、保育園児だけでなく、他の地域の住民等も使用することから、他の利用者に配慮した上で使用していただくことにはなる。

○大通公園は利用者も多く、色々な保育所の子ども達が使用している。とくに柵が設けられている公園ではなく、交通量も多いところなので、見守る保育士も特に配慮が必要。

○代替園庭を使用することについて施設間でのトラブルは無いのか。トラブルがあった場合は札幌市が間に入って調整することはあるのか。

→代替園庭の使用に関して、施設間のトラブルで市に相談が寄せられたことは無いが、一般市民から園児の公園使用について苦情等が寄せられるケースはある。

○国が地域型保育事業の制度を作った当初は代替園庭の使用については連携園の園庭を使用することを想定していたかと思うが、これほど多くの事業所ができるとうもいなくなる。公立保育所は地域型保育事業所の連携施設となって園庭を開放しているのか。

→卒園後の受け皿とはなっていないが、園庭を使った交流保育などは実施している。

上記の質疑の後、認可・認定申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

4. 保育所  
（新設）の  
整備計画及  
び認可につ  
いて

**【事務局説明】**

**○資料4「保育所（新設）の整備計画」を用いて説明**

今回の審査案件は1件で、整備区分は補助整備、施設名は札幌あんじゅ保育園、整備予定地は北区の新川3条1丁目、株式会社グリーンネットによる定員60人の保育所。

なお、資料に記載していないが、当初2件のエントリーがあったところ、物件オーナーとの調整がつかず1件が取り下げとなったもの。

資料4-2の審査案件について、8項目ある審査基準すべてに問題がなく、総合評価を「適」と判断している。

「事業者」は横浜市にある、株式会社グリーンネットで、横浜市内で認可保育所を1園運営している法人。

次に、「用地の確保状況」について、賃貸物件を活用しての保育所整備である。

また、賃貸物件を活用した保育所であることから、「計画施設の基本プラン」の「保育室等」の欄に記載のとおり、屋外遊技場については、敷地内に設置が困難なことから、近隣の「新川いずみ公園」を代替園庭とするもの。

「設置階及び避難経路等」について、1階と2階に保育室を設置することから、建物は耐火建築物で、避難経路として屋外階段を新たに設置する計画。

「資金計画」について、整備費用と認可上必要な資金については、預金と整備費補助で確保できており、3年連続の赤字や債務超過でないことを確認している。

その他、事業実績や役員構成等についても、問題がないことを確認している。

**【主な委員意見・質問】**

○医療保育・看護保育を実施するということであるが、看護師の配置や提携先の医療機関の設定など基準のようなものはあるのか。

→基準というものはないが、当該法人は横浜市でも認可保育園を運営しており、常時看護師を配置し、たんの吸引など医療的なケアが必要な子どもも受け入れしている。今回の施設についてもケアが必要な子どもについても受け入れていきたいという意向を確認しており、看護師が常時配置する計画となっている。

○医療的ケアが必要な子どもの入所枠のようなものは無く、申し込んだ子どもの中にたまたま医療的なケアが必要な子どもがいれば対応するという理解でよいか。

→お見込みのとおり。

○国の方では医療的ケア児の受入について推進しており、これに対する国の補助金もあると思うが。

→現状、補助金のスキームや指針について保育所の場合、でき上がっていない。ただし、モデル事業として実施することはできる。

○看護師が常駐して医療的ケアを実施できる保育所は他にもあるのか。

→実施している施設があることは把握しているが、具体的にどれだけの保育所が実施しているかというデータはない。

○地域子育て支援スペースがあるようだが、ここは地域の親子が利用できるということか。

→子育て支援事業を行う上で設けているスペースであり、週に何回、どのような事業を行うかについては園の判断となる。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

5. 小規模  
保育事業所  
(新設)の  
整備計画及  
び認可につ  
いて

**【事務局説明】**

○資料5「地域型保育事業所（新設）の整備計画」を用いて説明

今回の審査案件は5件で、中央区、東区、白石区、西区から応募があった。

5件の整備による定員の増加数は下段に記載のとおり95人分となる。なお、資料に記載していないが、当初6件のエントリーがあったところ、物件オーナーの了承が得られないことを理由に1件が取り下げとなったもの。

整備区分としては、いずれも補助整備による改修で、賃貸物件の内部を小規模保育事業所として改修整備を行い、改修費用の一部を札幌市が補助するものであり、保育室は1階か2階に設置される計画となっている。設置者については、株式会社が4件、



社会福祉法人が1件となっている。

定員については、いずれも0歳児が3人、1、2歳児が16人で、合計19人となっている。

屋外遊技場は、1番の「保育園キッズランド札幌幌西」が敷地内に整備する予定で、他の4件については、近隣の公園を代替園庭とする計画となっている。

資料5-2からは案件ごとの審査結果の詳細を記載している。

資料左側に「1事業計画との整合性」から「4運営」までの審査項目があり、すべての項目が基準を満たしている場合に、総合評価を「適」とし、今回の審査案件は5件いずれも「適」と判断しているところ。

1番の「保育園キッズランド札幌幌西」について、先ほど説明のとおり、屋外遊技場については、基準面積が52.8㎡のところ、敷地内で79.9㎡の屋外遊技場を確保する計画となっている。また、当法人は、釧路市で小規模保育事業の運営実績がある。

2番の「カシオペア」について、「事業者の適格性」の「経済的基礎」の部分、整備資金については、預金と補助金で確保する計画。

なお、こちらは社会福祉法人による整備であることから、収支状況や債務状況については審査項目ではないが、問題ないことを確認している。また、当法人は認定こども園と小規模保育事業の運営実績がある。

3番、「もりのなかま保育園菊水元町園」について「設備」の「屋外遊技場」のとおり、近隣の菊水舞鶴公園を代替園庭とする計画。

4番、「キッズドリーム園札幌白石」について、「事業者の適格性」の「収支状況」欄に記載のとおり、今年6月に設立された法人であるが、必要な資金については、預金残高、補助金及び借入金にて確保できる計画となっている。

5番、「S. TナーサリーSCHOOL八軒」について、「事業者の適格性」の「収支状況」欄のとおり、この法人も今年6月の設立である。

また、「設備」の「設置階、避難設備等」に記載のとおり、保育室等が2階にあることから、建物は耐火建築物で、避難経路として待避上有効なバルコニーを設置する計画となっている。

なお、この法人については、今年7月の認可・確認部会での審議を踏まえ、「S Tナーサリースクール山鼻南」の整備計画を承認している。

そのため、現在整備中の「山鼻南」に加え、今回の「八軒」が整備可能かという観点で審査を行っており、資金面や運営面など、特段問題がないことを確認している。

#### 【主な委員意見・質問】

○4番の施設について、整備計画の予定地図面を見ると、隣接するところに既存保育所がある。今回の整備予定地の必要度はC地域であり、整備の必要度が高い地域ではないところに隣接する形で設置するのはいかがなものか。既存施設への配慮も必要かと思うが。

→必要度については区毎の大きなエリアではなく、小学校区毎の小さなエリアを指す。そのエリア内の保育定員とエリア内のニーズを比べてニーズよりも定員が多い

区域についてはC地域となる。逆にニーズよりも定員が少ない地域はB、特に不足がある地域はAということになる。当該区域は大谷地小学校区であり、保育の必要度はC地域である。

一方で、当該地域周辺の保育所の待機児童の状況について調べたところ、0～2歳を中心に多いところで60人が待機しているという状況となっている。この他周辺の小学校区ではB地域もあり、地下鉄駅が近いことや、幹線道路も通っていることから、当該小学校区の中でも保育需要の高い地域と言える。また、白石区全体で見ても保育の供給量はまだ足りていない状況。

また、応募までの相談の中で、設置場所については、既存の保育施設に配慮するよう求めているのだが、事業者が様々な物件を探した結果、保育施設の基準として適合する物件がこの場所だったということである。

なお、設置する場所が近隣であったからとして認可できないという基準は無く、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に伴い改正された児童福祉法の趣旨も踏まえると、認可基準を満たしてれば認可せざるを得ないということになる。

○（上記事務局説明を受けて、別委員より発言）当該地域は地下鉄駅が近いということもあり、立地で選択する保護者もいる。当該事業所は保育所を第一希望にして入れなかった方の別の選択肢としても考えられると思う。

○今まで小規模保育事業と隣接して設置したケースはあるのか。

→道路を隔てて設置したケースはあるが、隣接したというケースはない。なお、認可保育所については補助整備における条件として既存保育所と原則300m以上離すよう距離要件を定めているが、地下鉄駅800m以内についてはニーズが高いことから、距離要件は設けていない。小規模保育事業はニーズに応じて臨機応変に賃貸物件等を活用できるメリットも考慮し、そもそも距離要件は定めていない。

○行政側の事情については理解したが、部会で既存施設との位置関係について意見が出たことを踏まえ、設置場所について再考してもらうことは可能なのか。

→事業者と近接する既存保育所の調整状況を確認することとする。

○認可後も良好な関係で運営できるのであれば、委員としては認可について問題ないと考えるため、後日やりとり内容についてお知らせいただきたい。

→事務局から、事業者及び近接する保育所に聞き取りを実施。当該事業所の設置について特段問題が無いことを確認し、このことについて後日、出席委員へ報告したところ、当該場所での認可については問題ないことの下承を得た。

○5番の連携施設について施設は西区の八軒だが、連携先は東区の幼稚園となっている。実際に卒園後の受け皿として機能しない可能性があるが。

→卒園後の受け皿については同じ区内でなければならない等の決まりは無いいため、他区であっても連携施設としては認めている。卒園後、連携施設を希望しない場合は入所調整において加点調整することで、行き場が無くなってしまいうことが無いよう配慮している。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員

部会長内容確認済み（各委員の了承済み）

	配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。
--	--